

決算審査特別委員会

日 時 令和3年9月9日（木）

午後1時～午後3時26分

場 所 議会棟 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長
説明員 木下総務課長、弓場人権センター館長、高橋防災監、川上室長、坪倉参事
傍聴者 なし
書 記 花倉事務局長、川上書記

○花倉事務局長 ただいまから、令和2年度決算審査特別委員会を開きます。

委員会設置後、最初の委員会ですので、委員長が互選されるまでの間、日南町議会委員会条例第8条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっています。

本日出席の委員の中、大西保委員が年長の委員ですので、委員長が互選されるまでの間、委員長の職務をお願いします。

○大西臨時委員長 それでは、日南町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、委員長の職務を行います。

これより、決算審査特別委員会委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選の方法について、指名推選としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議会運営委員会委員長の古都勝人委員において指名することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、古都勝人委員において指名することに決定しました。

古都勝人委員、指名をお願いいたします。

○古都委員 委員長には、荒木博委員を指名いたします。

○大西臨時委員長 お諮りします。ただいま古都勝人委員において指名されました荒木博委員を決算審査特別委員会委員長と定めることに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました荒木博委員が決算審査特別委員会委員長に決定いたしました。

委員長を交代いたします。

○荒木委員長 それでは、皆様の御推挽をいただきまして、委員長を務めることになりました。決算審査特別委員会の運営に対しまして、格別の御協力をお願いします。

それでは、これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。互選の方法について、指名推選としたいと思いますが、御異議はございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議会運営委員会委員長の古都勝人委員において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、古都勝人委員において指名することに決定しました。

古都勝人委員、指名をお願いします。

○古都委員 副委員長には、久代安敏委員を指名いたします。

○荒木委員長 お諮りします。ただいま古都勝人委員において指名されました久代安敏委員を決算審査特別委員会副委員長と定めることに御異議はございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました久代安敏委員が決算審査特別委員会の副委員長に決定しました。

○久代副委員長 よろしく申し上げます。

○荒木委員長 それでは、ただいまから、本日の本会議において付託になりました各会計決算9議案について審査を進めたいと思います。

審査の進め方は、一般会計、特別会計及び企業会計を問わず所管課ごとに説明を受け、その後、質疑、討論を行います。全ての課が終わった時点で、意見の調整、そして討論、採決を行いますので、よろしく願いいたします。

審査日程につきましては、あらかじめ配付されたとおりです。なお、円滑な審査、そして討論ができますように、各課の聞き取りが終わった時点で各委員からの発言を求めます。

特に指摘すべき事項等ありましたら発言をいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、発言を求めるときは、発言ボタンを押した上、挙手をし、私が発言許可をした後、

起立の上、簡潔明瞭にお願いいたします。審査に当たり、事前に誤字、脱字、単純な計数等の誤りに気がつかれましたら、事前に事務局へ申し出ていただきたいと思ひます。

また、傍聴については、日南町議会傍聴規則を準用いたします。

それでは、早速、本日の日程により、総務課の審査から始めたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、総務課の皆さん、席に着いてください。

ただいまから総務課の審査を開始いたします。

まず、令和2年度予算審査特別委員会の審査意見について、どのように取り組まれたのかを報告していただきます。

木下総務課長。

○木下総務課長 本日午後からは決算審査特別委員会、各課のヒアリングということで、総務課スタートでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

総務課のヒアリングに当たりまして、本日、課長以下、弓場人権センター館長、高橋防災監兼総務室長、後ろのほうで、川上財務室長、坪倉参事、以上のメンバーで説明員を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

そういたしますと、委員長から御指示いただきました令和2年度予算審査特別委員会の審査意見に対する対応状況ということで、御報告をさせていただきます。

まず、一般会計のほう、全体的な部分で意見をいただいております事務事業の執行についてということで、令和元年度から多額の予算が繰り越されるということで、十分な調査、協議の上、事業年間計画を立て、予算を繰り越さないように進捗管理に鋭意努められたいという御意見をいただいております。

御承知のとおり、令和元年度から2年度に向けては、明許繰越し、事故繰越し、合わせまして総額13億円に上る予算繰越しをさせていただきます。大きなものでございます。木材団地の造成事業でありますとかF T T Hの事業、そのほか地籍調査事業、林道、道路事業等、また災害復旧につきましても繰越しをさせていただいたところでございます。指摘をいただいた上ではございますけれども、令和2年度におきましても、御存じのとおり、令和3年度に向けて総額9億円、事故繰越しも含めてですが、繰越しとなっております。状況につきましてはそれぞれ御説明をさせていただいた上で、明許については御承認いただいた上での繰越しをさせていただいたところでございますけれども、御存じのとおり、木材団地の事故繰越し、さらなる繰越しをさせていただいたものでありますとか、新たなものと

してコロナの交付金事業あたりにつきましては、鋭意取り組んだものを一部繰越しとしておるものもございます。指摘をいただいた上での多額の繰越しとなっておりますことについては大変遺憾には思いますが、御事情もお察しいただきまして、鋭意事業執行には努めておるところでございます。よろしくお願ひいたします。

また、総務課部分でいただきました御意見です。町有財産整備管理事務におきまして、公共施設の個別施設計画の策定の年でございました。適切な管理計画を策定をとということ、また、施設の新築や改修に当たっては、個別計画、全体的な計画を見通した議論を行い慎重に対応をとという御意見をいただいております。

令和2年度におきましては個別計画を策定させていただき、御報告をさせていただいたところでございます。各事業執行におきましては、先般の過疎計画もそうですけれども、各種計画等の整合を図りながら、予算審査、予算要求に当たっても、この個別計画の計画に沿った形での要求、査定を進めていくというふうなことでの活用を進めたいというふうに思っております。

○荒木委員長 ただいま報告をいただきましたが、このことについて質疑がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、歳入について、お願いします。

木下総務課長。

○木下総務課長 引き続きまして、総務課部分の歳入について、若干御説明をさせていただければというふうに思います。説明は川上財務室長がいたします。

川上室長。

○川上室長 そういたしますと、私からは歳入につきまして、令和2年度主要施策の成果及び財産に関する調書、いわゆる決算附属資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思ひます。

昨日の本会議におきます会計管理者からの決算報告、あるいは午前中の本会議での議論の中の部分と若干重複する部分があるかとは思ひますけれども、御容赦いただければというふうに思ひます。紙資料の決算附属資料に基づき、紙ページで御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まずは、資料ページ、5ページから6ページを御確認いただきたいと思ひます。こちらに歳入全体の決算額及び前年度比較等の一覧を載せておりますが、こちらにつきましては各位、再度御確認をいただきたいと思ひます。このうち総務課に関わる部分、あるいは総

務課で受入れを行った歳入につきまして、かいつまんで増減の大きかったものを中心に御説明させていただきます。

まずは、紙資料の11ページになります。地方譲与税についてでございます。令和2年度の歳入決算額は1億1,482万9,000円で、前年度比較2,938万6,000円の大幅な増でございました。大幅な増の理由でございますが、譲与税のうち、所管はこれ農林課になりますけれども、森林環境譲与税が5,702万6,000円、国策によりまして前倒し交付されたことによりまして、前年度の2倍を超える交付があったこと、これが大きな影響ということでございます。今後も国の算定に基づきまして、計画的に配分されるというふうに認識しているところでございます。

次に、同じく11ページの下段、法人事業税交付金についてでございます。法人事業税交付金につきましては、令和2年度から新たに制度開始となったものでございます。これにつきましては、法人事業税の法人税割の減収分の補填措置として交付されるものでございまして、法人事業税の一部を財源として、県の算定により市町村の従業員数で案分してそれぞれ交付されるものでございます。本町の決算額は110万2,000円、これは皆増となったものでございます。制度の新設ということで御理解を賜ればというふうに思います。

続きまして、12ページ上段の地方消費税交付金についてでございます。地方消費税交付金の決算額は9,780万7,000円で、前年度比較1,828万5,000円の増となりました。これは御承知のとおり、令和元年10月から消費税率が引上げになったことが影響しまして、令和2年度の交付額が増額になったということで御理解いただければというふうに思います。

同じく、大きな部分で、12ページの中段からは地方交付税についてでございます。直近の6年間につきましては、お手元の資料に普通交付税分、それから特別交付税分の決算額の推移を記載させていただいております。普通交付税における令和2年度の決算額は27億3,577万1,000円、前年度比較1億7,404万4,000円の増額交付となりました。令和2年度につきましては、主な算定根拠となります人口は、平成27年の国調人口4,765人が用いられる最後の年ということになりました。

増額の大きな要因としましては、個別算定経費のうち公債費の償還に係る算入分が1つ増額になったということが上げられます。歳出の公債費償還事務の部分でも後々出てまいりますけれども、公債費のうち過疎債の償還につきましては、前年度比較1億929万2,

000円の償還増となっております。つまりこの7割部分が交付税算入されるというところで、約7,650万円程度の算入が加わった、これが影響したということでございます。

もう1つ、大きな増額の要因といたしましては、個別算定経費のうち令和2年度に新たに新設をされました地域社会再生事業費の算入額が9,826万1,000円であったことが上げられます。この地域社会再生事業費につきましては、いわゆる地方創生を推進するための基盤となる地域社会の持続可能性を確保するという目的で新たに新設された項目であります。具体的には、本町で申し上げますと、例えば集落維持対策ですとか少子高齢化対策、こういったもの、地域社会の維持あるいは再生に必要となり得る取組に対して、国が計算式に基づき財政需要額を計算して交付されるという性質のものでございます。

先ほどの公債費算入分の7,650万円、これと地域再生事業費の9,800万円、これを足し上げると、今回の増額分の約1億7,400万円程度の増額につながったということでございます。普通交付税分につきましては、以上となります。

一方で、特別交付税につきましては、令和2年度の決算額は4億9,950万4,000円でございます。前年度比較で4,240万2,000円の、こちらも増額の交付となっております。御承知のとおり、特別交付税につきましては、普通交付税の措置とは別に、これ、自治体ごとの特別な財政需要に対して事業費の一般財源の実績ベースを元に交付率を乗じた上で交付されるというものでございます。最も大きなものといいたしましうか、分かりやすいものとしましては、御承知のとおり、自然災害等による復旧ですとか復興経費が充てられることが多いわけでございますけれども、令和2年度につきましては、本町の場合は大きな災害復旧事業はございませんでしたけれども、いわゆる豪雪による除雪経費ですとか、あるいは情報通信機器整備、こういったものに多額の財政需要が生じたということから、これらに特別措置があったということで、増額の大きな要因であったというふうに言えるかと思えます。特別交付税につきましては、以上でございます。

次に、14ページになります。国庫支出金についてでございます。国庫支出金の全体の決算額は12億6,825万9,000円、前年度比較4億9,917万1,000円の、こちらも大幅な増額となりました。国庫につきましては、御承知のとおり、新型コロナに係ります経済対策、あるいは予防対策等、こちらに国の予備費を活用した事業を各セッションで展開したということが大きな理由になります。

総務課の所管といたしましては、特に大きなものでは、14ページの下段に一覧表を記載させていただきましたが、一番下の段から2つ目ですね、いわゆる1人につき1

0万円を交付させていただいた特別定額給付金事業、これがございました。特別定額給付金事業につきましては、最終的な給付対象者は4,447名、これに事務費分を加えまして、決算額は4億4,897万4,000円となりました。定額給付金の事務につきましては、国の制度に従いながらも、いかに早く、そして手間なく町民の皆様にご給付金をお届けできるかということを中心として、目標として事務を実施させていただきました。

さらには、一覧表の一番下になりますが、新型コロナ地方創生臨時交付金でございます。こちらの交付金事業につきましては、これまでも新型コロナ経済対策の計画書の提出でありますとか動向につきまして、全員協議会等で議員各位に都度、御説明させていただいております。新型コロナ臨時交付金のうち総務課の所管といたしましては、全国の緊急事態宣言下における町内28事業者の皆さんに20万円をそれぞれ配付させていただいた休業要請協力金事業、これが560万円。サージカルマスクの配付事業が840万円。それから、庁舎内の分散勤務におきます電話機の増設、こちらに198万9,000円。防災対策事業では、検温サーモカメラですとか感染対策物品等の購入費として2,841万7,000円。これら総務課の所管を合計しますと、新型コロナ臨時交付金を財源とした事業につきましては4,440万6,000円の事業費を執行したという実績になりました。国庫補助につきましては、以上でございます。

次に、15ページの県支出金についてでございます。県支出金につきましては、令和2年度の全体の決算額は10億7,660万7,000円、前年度比較5,795万9,000円の減となりました。総務課の所管する事業に係る県支出金としましては、例年、人権関係の補助金ですとか、防災、消防、こういった関係の補助金がございますけれども、令和2年度につきましては、総務課については大きな増減はなかったと認識しているところでございます。こちらにも全体の一覧表は記載しておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

続きまして、16ページの寄附金についてでございます。寄附金につきましては、令和2年度決算額3,081万2,000円、前年度比較では2,309万4,000円の大幅な増となりました。このうち個人版ふるさと納税の決算額は2,671万2,000円の御寄附をいただきました。重点項目として取り組ませていただいたふるさと納税の推進につきましては、少しずつではございますけれども結果となって見えてきているのではというふうに認識しているところでございます。

最後に、17ページの町債についてでございます。町債の令和2年度の決算額は11億

1, 352万3, 000円で、前年度比較6, 165万2, 000円の増となりました。町債につきましても、ページ内の借入れ等の一覧を記載させていただいておるところでございますけれども、主な増減につきまして若干触れさせていただきたいと思います。

まず、一番上段の緊急防災・減災事業債、いわゆる緊防債でございますが、令和2年度の借入額は490万円でございます。総務課所管の地上式消火栓の整備事業、あるいは消防可搬ポンプの更新等に充てた財源ということでございます。緊防債につきましましては、前年度、令和元年度は、デジタル防災行政無線の更新、これらがあったために多額の借入れを行いました。前年度比較で申し上げますと2億4, 050万円の減額となっております。

次に、表の中段には過疎債について記載をしております。過疎債につきましましては、事故繰り分、それから繰越明許分に加えまして、起前分というふうにあります。この起前分といいますのが、いわゆる令和2年度の現年分で翌年に繰り越すことなく事業を終了したもの、これの財源を借り入れたもの、これが起前分という御理解をいただければというふうに思います。これらを全て足し上げますと、過疎債の総額は8億9, 730万円となりまして、前年度に比べまして3億2, 480万円の増となりました。事故繰り分、あるいは繰越明許分が借入額の増に影響したというふうに理解しているところでございます。

また、過疎地域自立促進特別事業債、いわゆるこれ、過疎のソフトの分についてでございます。これは発行限度額の上限であります8, 180万円をフルに発行させていただきました。過疎のソフトにつきましましては、近年全国的な配分不足の状況の中で、要望の満額交付とならない状況が続いているところでございます。これにつきましましては、国の地方債計画の範囲内で配分が決まるという性質のものから、致し方ないというところはございますけれども、この不足する部分につきましましては、特別交付税の要望を行う、あるいは、表の下から2番目になりますけれども、臨時財政対策債、これは本来交付税の不足分を賄うための措置でございますけれども、臨時財政対策債を発行するなどして対応をしておるところでございます。全国的に厳しいという配分が続いているところを併せて御報告させていただきたいと思います。

最後に、減収補填債の508万5, 000円につきましましては、これは令和2年度の国の第3次補正予算の関連法案の成立によりまして特例的に認められた、いわゆる赤字補填債ということになります。この減収補填債につきましましては、普通交付税の決定後に基準財政収入額と実際の地方税収入額に大幅な差が生じた場合に、その差額を精算するために特例

措置として国から発行が認められるという起債でございます。御承知のとおり、コロナによる影響により特例的に認められたと。こちらにつきましても、先ほどの臨財債と同じく、後に交付税算入されるものでございますけれども、国の発行限度額の満額を発行させていただきました。

最後になりますけれども、午前中の本会議で坪倉議員から御質問いただきました、借入先の資金区分の整理について若干お話をさせていただきたいと思っております。

まず、令和2年度における臨財債、それから減収補填債につきましては、先ほどの附属資料17ページの一覧の一番右に記載させていただいておるところですけれども、令和2年度につきましては、西部農協ではなくて財政融資資金で借入れを行いましたので御報告をさせていただきます。臨財債につきましては、いわゆる昔は縁故債というような呼び方で、坪倉議員のおっしゃるとおり、西部農協や、その他の町内の銀行から借入れを行っていた経過があるというふうに理解をいたします。この地方債の借入れ区分、借入れの資金区分につきましては、午前中、総務課長、答弁させていただきましたとおり、毎年4月に国から地方債の借入同意基準、あるいは運用基準が示されます。その中で起債の種類ごとに借入れの資金区分がもう既に定められております。表のうちに財政融資資金というものと地方公共団体金融機構資金、こちらは昔の、いわゆる旧公営企業金融公庫が今はこの地方公共団体金融機構という名前になっていますけれども、この2つが、いわゆる政府の資金、政府資金ということになります。この政府資金につきましては、世界的な金融政策の中でおおむね3か月に一度くらいのペースで借入利率も変わりますし、これは市中銀行もちろんそうではありますが、午前中、坪倉議員がおっしゃられましたとおり、市中銀行に比べては借入利率も非常に低金利になっておるところでございます。

令和2年度に本町が発行した起債の中で、政府資金が認められなかったものは、表の中にあります災害復旧事業の事故繰り分に充てる起債分が1つあります。これは、それこそ政府資金の国全体の計画額の中で、事故繰越の事業に充てる財源としては、いわゆる優先順位は最後であるということで、全体的な要望の中で、パイが財政融資資金の要望に達した時点では市中銀行で発行しなさいというような整理の中で、事故繰越分につきましては政府資金が認められなかったという経過があります。加えまして、表の一番上の上段、緊防債につきましては、本来これ政府資金での借入れが認められているものなのですが、これも全国的な配分の中でオーバーして市中銀行から借入れを行った部分です。このオーバーする部分につきましては、国から地方公共団体に通知があります。借入れの協議、

予定額の中で、この金額は市中銀行で借りてくださいというような通知があります。そういった中での整理でございます。こういったことが全国どの団体でも多少なりとも出てくることがあるということでございますが、そういった場合につきましては、町内の金融機関のほうで借入れを行う必要がありますから、借入れに対する利率の、その都度入札をさせていただきまして借入先を決定しているということになりますので、御報告を申し上げます。

財政の運用上、やはり起債の借入れの利率は十分注意する必要があります。そのときそのときの政府資金の、まずは利率をしっかりと押さえた上で借入れを行うことが、これ大原則ということで理解をしております。

最後に、午前中、西部農協における借入資金となる原資についての御質問がございましたが、これにつきましては、借入れの側の町としましては把握できる内容ではないということで、大変申し訳ありませんが、回答は御容赦いただきますように御理解賜りたいと思います。

以上、長くなりましたが、報告をさせていただきました。

○荒木委員長 ただいま歳入について町債まで説明をしていただきましたが、ただいまの報告について質疑はございますか。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 地方譲与税の森林環境譲与税、これ、令和2年度が5,700万余りとかなり増えています。この譲与税の基準になる、いわゆる森林の面積が基準になると思えますけれども、どのような算定基準なのか分かれば教えていただきたいと思うのですけれども。

それから、前倒しで交付されている関係で漸次増えると思うのですけれども、この譲与税は。どういう傾向にあるのかということと併せてお聞かせ願いたいと思いますけど、特に森林の町です。

○荒木委員長 川上室長。

○川上室長 回答ができるかというところですが、算定方法につきましては、おっしゃるとおり森林の面積割ですとか、たしか人口割ですとか、そういったものを掛け合わせての計算だったと思います。示されたものがありますので、それは農林課のときにでも、計算式の方法につきましては明示させていただきたいと思います。

この配分につきましては、今後も計画的な配分をされる中ではありますけれども、一応令和6年度までの全国への配分の想定額は県からは示されています。ただ、令和2年度に

つきましてもこの計画額とぴったり合った額ではなかったもので、若干変わってくるのかもしれない。それから、令和6年度以降には再度全国的な見直しを行う中で、この交付の額が変わってくるようなことも情報としては入っておりますが。ちなみに令和2年、令和3年については、今年、令和2年度と同じ額が入ってきますが、令和4年、5年につきましては、県の試算では約7,150万円、それから令和6年度以降については、これが8,700万円程度まで上がってくるような計画ではお聞きしております。ただ、確約するものではないということで御承知いただければと思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 先ほど本会議でもお聞きしましたけれども、会計年度任用職員になった分、地方交付税の増額というところで、私のメモによると、令和2年度で1,800万円、5年後には3,800万円の増ということで、ちょっとこれ正確な値かどうか分かりませんが、そんなに少なくない額だと思うのですが、このくらいはちょっと識別不可能ということなのではないでしょうか、交付税の中では。

○荒木委員長 川上室長。

○川上室長 地方交付税の会計年度任用職員に係る給与分につきましては、これは結論から申し上げますと、明確なこれだけという数値はございません。個別算定経費ですとか、これは消防費から始まりまして、小学校費ですとか、中学校費ですとか、保健衛生費、公債費まで及びますけれども、そのほかに包括算定経費として人口割でありますとか、面積割でありますとか、こういったものがあります。こういった一覧としては財政需要額というところでは明示がされるのですけれども、この会計年度任用職員に限る財源措置としてこれだけですと明示されるものはありません。ですので、数値としては、申し訳ありませんが答えをできかねるというような状況でございます。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 それ、数値として分からなくて、先ほどの話だと、国からは特に増やしているという言葉もなかったということは、結局日南町の場合に限り交付がなかったのか、あるいはうやむやなのか、どうなんですか。

○荒木委員長 川上室長。

○川上室長 これは日南町に限って交付がなかったというわけではなく、どの団体も恐らく交付額として算出するのは難しいかなというふうに思っております。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 1点確認ですけれども、減収補填債は75%、交付税算入が今年度あるということなんですけれども、残りの25%についても何らかの措置があるってということでしょうか、先ほどの説明。

○荒木委員長 川上室長。

○川上室長 御質問のとおり75%の後の交付税算入でございます。この減収補填債につきましては、いわゆる基準財政収入額の中の標準税収入額の75パーを見てるということで、残りの25パーについては、これは財源措置はありません、基本的には。そういう整理です。

○荒木委員長 よろしいでしょうか。

それでは、主要施策の成果及び財産に関する調書に基づいて報告をいただきたいと思えます。あと、後々は調書だけというふうに言わせていただきますので、よろしくお願ひします。

では、27ページから33ページ上段、選挙費までの総務費の説明を求めます。

木下総務課長。

○木下総務課長 この後は、調書に従いまして私のほうから最初の説明をさせていただきます。

まずは、全般、総務費の部分でございます。27ページ、一般管理事務でございます。令和2年度の決算額7億1,675万80円ということで、前年度比較で4億4,300万ほどの大きな増額になっております。これにつきましては、先ほど歳入のほうの説明の中でもありましたけれども、コロナの関係での大きなものとしますと、定額給付金が4億4,400万、それと、いわゆる休業補償の関係の経費等が皆増になっておりますので大きく膨らんでおるところでございます。

そのほか、この一般管理事務のほうでは、総務課のほかの事業に属さないものを一本にまとめて執行しております。主なものとしましては人件費、三役も含む人件費を持っておりますし、職員の研修費、町長交際費等を持っておりますほか、この事業の成果指標のほうで明記をしております項目について管理をしておるところでございます。障がい者の支援団体への作業委託、それからLEDの防犯灯の設置助成、ふるさと納税の管理と併せまして、昨年度は新型コロナの関係での総務課部分の取扱いをしております。

上の表の中で不用額が2,100万とたくさん出ております。こちらにつきましては、例年、この事業が職員給与費を取り扱っております大本でございますので、若干の余裕を

持ちながら執行させていただくということで、最終的に給与費が1,000万ほどの不用額が出ております。あわせて、ふるさと納税が大きな目標を持って取り組ませていただいておりますので、若干届かなかった部分について執行残が残っております。また、職員研修の旅費あたりもコロナの関係で執行できておりません、そういったもの。または、コロナ関係の事業での最終的な執行残が積み重なったものが2,000万というふうな金額となっております。

27ページの中段以降につきましては、例年のとおり、職員の定員管理の状況、ラスパイレス指数の状況、職員研修の状況等を記載させていただいております。特に職員研修につきましては、見ていただいたとおり、コロナ禍の中で、なかなか職員研修もできづらい状況がございました。特に中央研修あたりには出張命令ができなかったというふうなこともありまして、このような状況になってございます。

下段のほうのふるさと納税につきましては、令和2年度実績としまして、個人版につきまして934件の2,671万2,000円と、令和元年度と比較しますと大きく伸びております。目標3,000万でスタートしました令和2年度ですけれども、目標には届きませんでした。健闘したなというふうな気持ちでおるところでございます。また、令和2年度は、ふるさと納税の企業版にも新たに体制を組んで取り組んだところがございます。マッチングをしていただく業者と委託契約を結びながら取り組みましたが、初年度は、準備の期間も含めてスタートが遅くなったということもあって十分な実績が出ておりません。3年度以降、実績を求めてさらに推進をしていきたいというふうに課題を持っておるところでございます。

執行内容につきましては、28ページのほうに個々に書いてございますし、財源につきましては、先ほど収入のほうで川上室長のほうから説明をしておりますので割愛をさせていただいておりますが、それぞれの国庫の補助事業等を活用させていただいて財源調達をしておるところでございます。

続いて、28ページの中段以降、職員健康福利厚生事業でございます。2年度の決算が229万4,387円ということで、前年度40万ほどの増額になっております。こちらにつきましても、不用額として120万という金額が上がっております。こちらにつきましては、いわゆる研修、こちら健康関係での研修がなかなかコロナ禍でできなかったということで講師謝金等が残ったもの、または、人間ドックあたりの実績が、健診を受けられる方の比率が増えて、単価の安いほうに流れたというふうなこともあっての残余

が出ておるところでございます。

職員健診なり人間ドックの状況につきましては、下の表に書いてございますとおり、令和2年度も受診率は100%を達成しております。あわせて、ストレスチェックにつきましても全職員に参加していただいたところでございます。あわせて、令和元年から取り組んでおります職員の健康づくり事業につきましても、2年目として取組をさせていただきました。秋口に向けて、2か月間にわたって課ごとに対抗ということで、各課工夫を凝らした健康づくりに取り組んでもらったところでございます。十分な成果というふうなことはどうかということもありますけれども、職員の健康に対する意識は高まったというふうなアンケート結果も出てございます。あわせて、令和2年の10月から産業カウンセラーをお願いをして、職員のキャリア支援ということで、カウンセリングなり研修を実施していただいております。御報告をしておきたいと思っております。執行経費につきましては、見ていただいたとおりでございます。

続いて、29ページ、文書管理事務でございます。令和2年度294万6,589円の決算額でございます。元年度とほぼ同額でございます。2年度、特に変わった部分につきましては、従来の加除式図書予算の一部を廃止しまして、その振替として検索システム、ネットで法令検索できるシステム、コンシェルジュデスクというシステムですけれども、こちらを導入して、今どきの、いわゆる法制のチェックあたりを若い職員も含めてできる体制を整えたということでございます。

続いて、下段でございます。財政管理事務、決算額が1億666万6,670円ということで、前年度比4,100万ほどの減でございます。こちらにつきましては、財政の関係で毎年一部書籍を需用費で買わせていただいているもののほかは、いわゆる年度末の積立金です。平成30年度の剰余金の2分の1を下らない額を最終的に年度末に1億660万5,000円、財調を取り崩させていただいて、公共のほうの基金に積立てをさせていただいたところでございます。

続いて、30ページ、町有財産整備管理事務でございます。決算額2,531万3,998円ということで、前年度比300万ほどの増額となっております。主な増額の部分につきましては、冒頭もお話をしました、公共施設の個別管理計画を外部委託して策定をしておるもの、また、あわせて、公共用地の登記費用というふうな部分が伸びまして、300万ほどの増額となっております。それに対して不用額が600万ほど上がってございます。こちらにつきましては、緊急修繕の費用につきまして、年度中途不足を見越し

た補正もいただいていたところでございますけれども、年度末、最終的に300万近くを使わずに済んだというふうなことで残余しておりますし、登記代金につきましても、実績で200万少しばかり余ったということで不用額を出しておるところでございます。事業の内容としましては、特に2年度については町有財産の処分なりというふうなことはしておらないところでございますけれども、公共施設の個別施設計画を策定、樹立をしたということで御理解いただきますようお願いをいたします。そのほか、執行経費の中にありますとおり、町内総務課管理の各施設の管理費について、見ていただいたとおり適正な管理を目指してやっておるところでございます。

続きまして、31ページ、上段、庁舎管理事務でございます。決算額3,002万417円ということで、前年度比700万ほどの増額となっております。主な増額理由は、本年度、令和3年度に取り組んでおります庁舎の空調の工事の設計につきまして、2年度で実施をさせていただきました、610万ほどの予算でございます。あわせまして、コロナの対策事業として、分散勤務のための電話機を購入、200万ほど執行しております。そういったもので増えておるところでございます。内容につきましては、通常の庁舎管理に必要なそれぞれの経費と併せまして、空調の工事の設計委託なり、備品購入として、分散勤務に必要な備品の購入を行っております。

続いて、下段、庁用自動車管理事務です。483万9,451円と、450万ほどの大きな減となっておりますけれども、令和2年度につきましては公用車の更新がございませんでした。元年度は2台更新をしておりますけれども、その部分が減となっております。不用額も150万ほど出しておりますが、こちらにつきましては、いわゆるこちらコロナ禍での出張減等がありまして、燃料費等を使わなくて済んでおるというふうなことでの最終残でございます。

32ページ、交通安全対策事業でございます。148万9,128円の決算でございます。こちらにつきましては、例年どおり交通安全運動、または、交通安全指導員にいろいろとお世話になりまして、交通安全の施策を進めておるところでございます。あわせまして、令和元年度から、ドライブレコーダーなりの助成事業を実施しております。ドライブレコーダーの補助は、2年度22件ということで実績が上がっております。なお、令和2年度をもって、この事業は終了をさせていただいておるところでございます。

下段につきましては自衛官の募集事務でございます。こちらにつきましては、例年どおり2万円国の委託金を受けまして、募集に係る事務を協力しておるところでございます。

33ページ、上段、選挙管理委員会一般事務でございます。こちらにつきましては、決算額10万2,500円ということで、ほぼ例年どおりの執行となっております。選挙管理委員会、定時登録に係る年間4回の委員会、そして、明るい選挙推進の委員さん11名をお願いして活動を行っておるところでございます。こちらも半分近く不用額が出ておりますが、実際、明るい選挙の推進協議会も、コロナの関係で研修会あたりができなくて十分な活動ができていないというのが実態でございました。

以上、総務費につきまして、一括説明を終わらせていただきます。

○荒木委員長 ただいま総務費について説明をしていただきましたが、審査におきましては事業ごとに行いますので、まず、27ページ、一般管理事務から行いたいと思います。

一般管理事務について、質疑がございますか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 ふるさと納税の企業版1件、それで、決算が終わって、先ほど課長言われた、最初だから1件ということなんですけども、日南町はCSR等々、企業のCSR活動とか、いろんな企業との連携もあったりして、今後、増える可能性があるのかどうか、いかがでしょうか。

○荒木委員長 川上室長。

○川上室長 企業版のふるさと納税につきましては、令和2年度、1件の10万円ということにとどまりました。課長説明のとおり、きっかけをつくって体制を整備したということではございました。令和3年度につきまして、現予算の話になりますけれども、ちょうど昨日も企業版ふるさと納税については、コーディネーターでありますカルティブあたりとウェブ会議を行ったりをしております。その中で、これまでも一般質問等いただきました際にも御返答させていただきましたが、いつでも寄附の可能性を信じてマッチングを行っているところでございます。当然、令和3年度につきましても、ここを何とか寄附を獲得して、ロードマップにおける1億円を目指していくということに変わりはありません。よろしく申し上げます。

○荒木委員長 先に申し上げておきますが、指名の順番が前後する場合がございます。今回、一度にたくさん来ましたので、よろしく申し上げます。

近藤仁志委員。

○近藤委員 ふるさと納税のことですけど、大変進捗したという、伸びたということでありがたいことですが、この中の返礼品の増加ということで、89品目増えたというのが

ありますが、これ、前、一般質問にしたときに、鳥取県西部地区全域の広域のふるさと納税品目というものが活用できるようになって、効果があったではないかという答弁をいただいたわけですが、町内品目、町内産品の品目の中で返礼品が何品ぐらい伸びたのか。89品目が全部日南町ではないと思うような気がするわけなんです、その点どうでしょう。

○荒木委員長 川上室長。

○川上室長 結論を申し上げます。令和2年度に89品目、おっしゃっていただいたとおり増えました。このうち町内産が51品目、町外産が38品目でございます。令和2年度の決算時点では、返礼品の総数でございますけれども、159品目あります。そのうち町内が121品、町外産は38品ということでございます。おっしゃられましたとおり、この38品というのは、いわゆる大山ブランド会、西部返礼品共通の部分でございます。ただし、総数が増えたというところは、町内産のほうが実は多く増えているというところで、御理解をいただければと思います。

○荒木委員長 近藤委員。

○近藤委員 増えた品目の傾向として、どういうものが増えて、どういうものが返礼品として求められる傾向にあったかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、次です、コーディネート契約、業務契約がされておりますけど、これの内容と、それから、いわゆる成果についてお聞きいたします。

○荒木委員長 川上室長。

○川上室長 まず、前段の御質問でございます。町内産で新たにどういった品目が増えて人気があったかというところでございますが、まず、先ほど御説明しました51品目、町内産が増えたというところですが、これは過去からニーズを調査しまして、例えば同じ品目であっても、3か月連続お届け、あるいは6か月連続お届け、こういった継続して送ってほしいというような要望もあった中で、同じ品目ですが、例えばお米を3か月送り続ける、あるいは6か月送り続ける、こういったものをそれぞれ1品としてカウントしています。ですから、例えばお米の中でも、2品、3品と増の品につながったというのもあるということ、まず御理解をいただきたいと思います。令和2年度に、町内産で非常に人気の高かったものでございますけれども、いわゆるジビエの需要というところで、イノシシ肉でありますとか、あとは、地域の生産組合さんのジャムですとか、お酢、こういったもの、それから、正月用のお餅が増えてきたなど、言わずもがなですが、

過去からお米ですとかトマトについては人気があるという整理をさせていただきたいというふうに思います。

それから、御質問の件、コーディネーター役としてふるさと納税のコーディネートをいただいとるのが、契約しておりますので名称出しますけれども、レッドホースコーポレーションというところでございます。これには、いわゆる町内事業者を巡っていただいたり、新たにふるさと納税に参入したい、事業所として参入されたいと要望があれば、当然、伺ってお話もさせていただいて、こういう商品を出したいという御要望にもお応えもできますし、さらには、こちらから事業所に対して、ふるさと納税に参画されませんかというようなコーディネーターをさせていただくのが主なお仕事というところでございます。さらには、ポータルサイト、受付チャンネルに出していくに当たって、そのウェブデザインですとか、こういったところの、権限は当然うちにあるんですけれども、こういったサポートをしていただいとるところでございまして。ですから、今回、新たに加わった事業所も、このコーディネーター役にお世話になって、実際に掲載できたというところもあるというふうに御理解いただきたいと思います。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 企業版ふるさと納税のほうですね、これ、自分、大変注目しとるわけなんですけど、なかなかメニューの策定が遅れたり、年間の、こういった関係で、そこの課題に書いてありますけど、企業が寄附したいと思える事業の組立て、見せ方の工夫というのが課題として載とるわけなんですけど、こういったのをコーディネート業務契約という形で、コーディネーターのほうと相談するというような取組をされているのではないかと、できたというようなことが、強化を図ったと書いてありますが、どういう形で、その内容について、お伺いいたします。

○荒木委員長 川上室長。

○川上室長 失礼しました。先ほどの私の答弁は、個人版ふるさと納税のコーディネーター役としてのお話をさせていただきました。一方で、企業版ふるさと納税のコーディネーター役は、カルティブというところで契約をしています。そのプラットフォームで、申込みのサイトであるのが r i v e r というところでございますが、ここに、決算に明記させていただきました、企業が寄附をしたいと思える事業組立てというところには、まず、最近では、やはり SDG s 事業というのを、企業のほうにもかなり浸透してきておりますし、持続可能な部分で、町の総合戦略を基にした事業の内容が一つあると思いますし、それか

ら、もう一つ大きなものとして地域貢献ということ、先ほど委員からも御質問いただきましたけども、CSR活動、こういったところについても、要望としてはあるというところでもあります。そういったところを、じゃあ、今現在、令和3年度の予算、総合戦略とか総合計画に位置づけているこの事業の中の、こういった部分を見せていきましょうというのを一緒になって話をさせていただく、これがカルティブであり、コーディネーター役、それを企業につないでいただく、こういう役を担っていただいております。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 確認です。障がい者の方の雇用について、総務省の資料によると、日南町、実雇用率が3.03%ということになってまして、正職員の数が174人ということから考えると約5人で、会計年度も含めると300人ぐらいになるんですかね、そうすると9人。実際、そのくらいの方の障がい者を雇用されてるといふ、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 障がい者雇用につきましては、昨年度までの雇用につきましては、おっしゃられたような状態でございます。障がい者雇用の雇用率でございますけども、障がい者の方の障がいの等級または内容によって、カウントの率が若干変わってまいります。したがって、先ほどおっしゃられました人数とは若干異なるということで、御理解をいただければというふうに思います。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 基金管理のところで聞ければいいんですけども、総務課、基金管理ないんで、ここで聞きますが、いわゆる用品調達基金、従来から基金を持って消耗品などを一括購入して、コスト削減に資するというような目的でつくっておられます。基金状況は調書に書いてあるとおりでございますけども、2年度においては3,020円だけ、その基金から一般会計で買入れをされております。この基金の取組状況について、あるいはその考え方について、説明をいただきたいと思っております。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 実際、この基金運用自体、総務課が主管で主にやっているわけではないわけでございますけども、従来、基金の必要性あたりは監査委員からも御指摘をいただいて、その時点でこの用品管理基金につきましても御指摘をいただいたところでございます。現実を言いますと、今現在、実際、基金を活用しての運用をしているのは、いわゆる公図の

出し入れ、基金を使って公図を作って、それを払い出しながら販売をしていくっていうふうなところあたりしか、実際、使っておりません。その関係で、今後、見直しの必要性があるのではないかということで、課題にはしておるところでございます。おっしゃられたように、所期の目的であります、いわゆる効率的な物品の購入、または、予算のいとまがない部分での用品の購入あたりにつきまして運用していくべきではありますけども、時代的に、今、そういう活用がなかなか十分にできないような現状がありますので、今後、運用、この在り方については、検討が必要な部分の基金だというふうには思っております。

○荒木委員長 ないようでしたら、28ページ、行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

（「訂正を」と呼ぶ者あり）訂正。

木下総務課長。

○木下総務課長 今、用品管理の中で、実際行っております公図と申しましたけども、いわゆる白地図、町の白地図、こちらの取扱いでございます。失礼しました。

○荒木委員長 では、28ページ、職員健康福利厚生事業について、質疑がございますか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 町民の方からよく職員の休職のこと聞かれるんですけども、健康の問題ですから、なかなか、どういいますか、人の体はやっぱり健康は第一でありますけども、なかなか難しい部分もありますし、ここにストレスチェックですとか、職場の安全確保と職員の健康管理に努めた、また、メンタルヘルス対策としてとあります。どのような思いで職員の健康を、管理といいますか、見ておられるのでしょうか。もう少しいいますと、例えばここで、健康診断を受けたり、ドックは100%されてますけども、ただ、それが健康診断を受けたりドックをすれば全てオーケーというものではないし、少し前からずっと推移として職員が休職されてることは少しあると思うんですけども、それがこのメンタルヘルスとかドック、健康診断を受けてそれが減っていくのか、それともそんなに変わらないのか、効果といいますか、今後に向けてといいますか、その辺、ちょっとこの結果からでは判断できないかもしれないんですが、少しちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 職員の健康管理につきまして、先ほどおっしゃられました健診ですとかストレスチェックにつきましては、病気になられる前の事前の確認というようなところでの取組でございます。その取組によって、それぞれ個人の職員の皆さんの健康状態、自分自

身の健康状態を把握していただくというのが、まず、この前段の内容でございます。その後、こういった確認等を行った後におきましても、いろいろ疾病、または、いろいろな要因によりまして休まれるケースもございます。そういった方々につきましての対応については、毎月、健康管理等、または、その他につきましての衛生委員会を開催しております。その中で、職員の健康管理についてのいろいろな協議なり、または、病気になられた後の、復帰された後のフォローアップなど、衛生委員会の中で協議をしながら、職員の復帰に努めるように対策等を講じておるところでございます。

○荒木委員長 そのほかございますか。

それでは、29ページ、上段、文書管理事務について、質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

下段、財政管理事務について、ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、次の30ページ、町有財産整備管理事務について、ございますか。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも確認なんですけども、今度、観光協会が入る、今まで一步があったところなんですけども、あれは町有財産ではないんですか。町有財産なんですか、確認ですが。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 はい、駅舎につきましては町有財産になっております。商工会、TMOがお持ちの部分と、駅舎本体から無料休憩所辺りにかけての棟は町有財産でございます。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 計画の中に入っていましたっけ。管理計画の中に入っていましたか。

○荒木委員長 では、ちょっと、先に近藤仁志委員、質問があれば。

○近藤委員 それでは、ちょっと確認というかあれですが、町有地及び不用物品の整理、売却を推進するという目的の下で、決算いうか、年度を終えておられますが、今年度のこの内容についての実績を、お伺いいたします。

○荒木委員長 それでは、分かるほうから、確認できたほうからお答えいただきたいのですが。

坪倉参事。

○坪倉参事 岡本委員の質問ですが、生山の駅舎ですが、名称をクローバ（地域間交流施設）ということで、当初、愛称をつけております。個別施設計画では、第8節のところに

載っております。

○荒木委員長 よろしいですか。

坪倉参事。

○坪倉参事 土地の売却としては、県道新見多里線の融雪工事用地として1万2,000円、売払いの収入を得ております。

○荒木委員長 それでは、次に行きます。31ページ、庁舎管理事務について、質疑がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、下段、庁用自動車管理事務について、ございますか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 バスを保有されておるんですけども、それで、おとどしだったと思うんですが、私たち、関西町人会に行くときにバスで乗せていってもらったんですけども、大きいバスは非常に不安だと、いつちょっとどうなるか分からないというようなことを言われて、小さいバスにぎゅうぎゅうで乗っていったですね。その大きいバスは修理をされるのか、そのバスは今どうなってるのでしょうか。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 総務課のほうで管理していますバス2台でございますけども、現在、幼稚園、小学校等によります町内でのいろいろな活動の中で送迎等を行っておりますので、現状のところ、支障なく運転をしとる状況だというふうに認識しております。

○荒木委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 そしたら、それは、修理をされたということなんでしょうか。運転士さんによれば、その大きいバスは長距離はちょっと不安要素があるので、小さい青いようなバス、大きいクリーム色のバスはちょっと不安要素があるので、小さい青いようなバスで大阪まで行ったんですね。そのバスが今後どうされるのか、修理されるのか、買い換えられるのかっていうのは、今、コロナ禍ですから、なかなか長距離の出張はありませんのでそんなに不便性はないんですけども、それが少し、今後当たってちょっと気になるところではあるんですが。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 先ほど総務室長のほうがお答えしましたとおり、今、2台を、何とか修理をしながら運用しておるといってございまして。おっしゃるとおり、大型のほう、若干、年数も古いわけで、長距離に出るのが心配だというふうな、運転士さんの立場でいう

とそうなのかもしれません。ただ、車検も受けておりますし、安全に乗れるということでの町有バスとしての管理はしております。ただ、将来に向けて、本当に2台保有をしていくのかどうかも含めて、今度の更新の時期には、行革であるとか、そういった視点でも検討が必要な部分であるというふうには認識をしております。

○荒木委員長 では、32ページ、上段、交通安全対策事業について、質疑がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、下段、自衛官募集事務について、ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

続いて、33ページ、上段、選挙管理委員会一般事務について、ありますか。

岡本健三委員。

○岡本委員 裁判員候補者及び検察審査員候補者の選定を行ったということで、これ、どういう方法で町内で何人選ばれるのか、教えてください。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 こちらにつきましては、年1回、候補者についての選定を行います。選定の仕方につきましては、年4回行っております選挙管理委員会の中で、管理委員さんがくじを引かれるような形で候補者を選定をしていくというふうな流れになっております。ちょっと人数については定かに覚えておりませんが、いわゆる委員会のほうから要望のありました、要求のありました人数について、くじをもって順番に決めていくというふうな流れになっております。複数人の候補者を選ぶということでございます。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 それで複数人を選んで、その方が、この場所的にいうと、裁判員の場合には鳥取地裁、検察審査員の場合には米子検察審査会になるんですかね、そこでの、裁判員と検察審査員のそのもの、候補者になってくるといことなんですかね。それ以上の絞り込みとかをせずに、そのままということの理解でいいのでしょうか。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 いわゆる選挙人名簿の中から、一定の比率で各町から候補者が抽出をされて、集まった段階でその中から候補者を今度、その選定の仕方については私どもでは分かりませんが、候補者名簿から選んでいかれるというふうな流れになってくると思います。

○荒木委員長 それでは、下段の人権擁護事業から、40ページの公債費まで、民生費、消防費等、説明をお願いします。

木下総務課長。

○木下総務課長 続きまして、33ページ、下段になります、人権擁護事業でございます。決算額16万9,900円ということで、前年同様の取組となっております。こちらにつきましては、いずれも法務省の委嘱を受けられた人権擁護委員さん、保護司さん、それぞれの活動を、町サイドとしての支援をしていくということでの事業でございます。事業内容、執行経費につきましては、見ていただいたとおり、例年どおりでございます。

34ページ、上段、人権施策推進事業です。決算額1,044万9,627円ということで、昨年度より若干減っておりますでございます。こちらにつきましては、いわゆる人権施策の本体事業でございます。指標の中の表にも書いてございますけども、令和2年度、コロナ禍の中で、いわゆる人、皆さんに寄っていただいている研修なり、そういった事業がほぼほぼできにくい状況であったということが、見ていただければというふうに思っております。研究集会が中止となっておりますし、職場研修につきましても、従来は文化センターに一堂で集まっていたけども、集団研修という形が取れませんでした、事業所ごと、または小規模な研修会という形での実施、また、小地域懇談会につきましても、実施の判断につきましては各自治会のほうに委ねさせていただいて、開催については、していただけるというふうな判断をいただければ出かけていっております。実績としては33自治会中22自治会ということで、積極的に開催をいただいたものというふう考えております。そのほか、人権に係る各種研修会なり集会も、ほとんどが中止となったものでございます。

そういった形で、事業執行も十分にできておらないというふうな状況ではございましたけども、その中で、人権センターのほう、いろいろ工夫をさせていただいて、人権コラムのホームページの掲載であるとか、町内各所へのポスターの掲示、また、小規模な職場での研修に細かく足を運んでおります。人権センターの職員が自ら動いて回った1年ではなかったかなというふうに思っております。そのほか、この事業の中で、館長、それから人権教育サポーターの人件費あたりを見させていただいております。なお、特定財源として、県の隣保館の運営補助交付金ということで一部を補助させていただいて、運用をしております。また、町の男女共同参画推進委員会につきましても、記載をさせていただきますとおりに、このコロナ禍の中で、なかなか会議が持てなかったというのが実情でございます。御報告をさせていただきます。

続いて、めくりまして、35ページ、人権センター管理運営事業でございます。決算額524万808円でございます。前年度から若干、50万ほど減額をしておりますけども、

元年度は、人権センターの畳の大広間をフローリング化を一部しました。そういったハード事業が2年度はございませんので、若干減ってございます。内容につきましては、人権センターの生活相談員さん、それと指導員さん、それぞれの人件費でございます。そのほか、年間通じて、ふれあい人権講座につきましては、コロナ禍の中ではありましたけども、10回ということで、ほぼほぼ毎月開催をしておるところでございます。また、ふれあい文化祭につきましては、実行委員会のほうを開いていただいて、昨年は中止ということで決めていただいております。経費につきましては御覧のとおり。特定財源につきましては、人権施策と同様、県の隣保館の運営費の補助金を一部活用させていただいております。

36ページ、非常備消防管理運営事務でございます。決算額1,388万3,653円ということで、450万円ばかりの減額の決算となっております。前々年度との主な変更部分につきましては、元年度には備品購入として、公設消防の防火衣を購入させていただいたものであったりしておりますけども、その辺が落ちております部分。また、不用額として270万円、多額が上がっておりますけども、こちらにつきましては、コロナ禍の中で操法大会が中止になっております。それから、各種訓練につきましても中止を決められたというふうなこともございまして、執行できなかった予算があるということで御理解をいただければというふうに思います。消防団員の出場状況等につきまして、前年度比較で記入をさせていただいております。昨年度も火災が少ない年でありました。草火災が1件ということで、33人の出動となっております。また、訓練なり操法なりというところが極端に数が少ない状況が、コロナ禍での実態でございました。事業の成果のほうにも書いておりますけども、もろもろの演習、操法大会、中止となっております。執行経費、見ていただいたとおりでございます。

続いて、37ページ、消防施設整備管理事業でございます。9,064万9,305円ということで、元年度比で2,900万ほどの減額となっております。元年度は、日南病院の貯水槽の整備1,300万ほどですし、広域の負担金が、元年度比で1,600万ぐらゐの減となっております。そういったものを含めて、約3,000万円の決算減となっております。執行残額200万につきましては、可搬ポンプの修理等の枠取りで予算いただいているものが思わず少なかったというふうなこともありまして、不用額を残しておるところでございます。消防機械の管理状況につきましては、見ていただいたとおり、消防車8台、可搬ポンプが46台ということで、2台増えた形にはなっておりますけども、昨年

度、ふるさと祭りの実施の中での競売処分ができておりませんので、留保しております。更新分を留保をそのまましておるといふことでの台数でございます。そのほか、自衛消防の施設整備事業ということで、補助金活用を4件ほどしていただいております。昨年度は、可搬ポンプ2台の更新、上に書いてございますとおりの更新、それから消火栓の更新ということで、萩原地区の2基の更新を行ったところでございます。そのほか、消防の設備に関する費用の補助事業を執行をしております。経費については、見ていただいたとおりでございます。なお、特定財源のほうに書いておりますけれども、可搬ポンプの更新なり、消火栓の更新につきましては、緊防債を活用させていただいております。

続いて、38ページ、防災対策事業でございます。決算額4,240万3,876円ということで、元年度比で2億以上の減額となります。こちらにつきましては、元年度で完了しましたデジタル無線の事業分が皆減になっております。そういったものが主な要因でございます。こちらのほうも、不用額として500万ほど余らせておるところでございますけれども、こちらにつきましては、コロナ関連事業での資材購入の最終精査で残余したものであったり、同じく、サーモカメラを整備しておりますけれども、こちらの執行残等が積み重なったものになります。

防災対策の状況ということで記載をしておりますけれども、昨年度は、水防活動、延べ団員9人ということで、比較的災害の少なかった穏やかな年ではなかったかなというふうに思っています。また、あわせまして、避難所整備の補助金が10件ということで、例年どおり活用をいただいておりますし、防災士の資格取得が、昨年度9名の実績がございます。こちらにつきましては、昨年度に限ってはございますけれども、公設消防団員の皆さんにぜひ防災士の資格をとということで、消防団のほうで協議いたしまして、9名の方に取っていただいたところでございます。やはり地域に一人でも多く取っていただくことで次につながるものということで、率先して消防団の皆さんに取っていただきました。

事業の内容につきましては書いてあるとおりでございますけれども、防災会議の実施でありますとか、また、総務課におります防災専門員の方にも、年間通じて地域に出かけて行って、防災の意識向上を目的に講演等をしていただいております。年間26会場、回っていただいております。避難所の改修事業につきましても、3分の2の助成を10施設、それから、除雪機の購入費用の10分の10の補助事業につきましても、6自治会に取り組んでいただいております。こちらにつきましては3か年事業ということで、今年度、

3年度が最終年度になっております。幅広く各自治会にはお声をかけて、できるだけ取り組んでいただけるようお願いをしておるところです。それと併せまして、コロナの交付金事業を活用させていただいた、集会所への空調設備の設置助成、こちらにつきましても25施設と、大変たくさん活用をいただいた実績が出ております。そのほか、水防訓練でありますとかについては、コロナ関連での中止、それから、総合防災訓練につきましては実施に向けて準備をしておりましたが、台風の、ちょうど当日接近ということで中止としておるところでございます。執行経費のほう見ていただいたとおりでございますけれども、昨年度は、備品購入費としましてステンレス給水タンクを購入をしておりますし、防災の観点での感染症対策の備品も購入をさせていただいております。いずれもコロナの交付金を使わせていただいた購入となっております。

続きまして、39ページ、単独災害緊急対策事業でございます。決算額はゼロということで、昨年度、本事業を活用しての災害復旧事業は実施をしてございません。

続いて、40ページ、最後のページになります。公債費の償還事務、それぞれ元金と利子部分でございます。一覧にしておりますとおり、元金につきましては、令和2年度、6億8,645万1,576円の執行ということで、こちらのほうは元金償還は約1億円の増加となっております。一方、利子のほうですけれども、決算額1,309万5,587円ということで、400万ほどの減額となっております。こちらにつきましては、借入れの金利の見直し等も実施をした関係がありまして、利子が400万ばかり減っておるといふような状況でございます。表の中に、各起債のメニューごとの残額なり、2年度末の残高、それと、表の一番右には交付税の算入見込みということで、各メニューごとの交付税算入の率を記載をしておりますので、御参考にいただければというふうに思っております。

以上、説明を終わります。

○荒木委員長 ありがとうございます。

個別の審査に入りたいと思いますけど、ここで、暫時休憩を取りたいと思います。再開は50分といたします。

〔休 憩〕

○荒木委員長 それでは、休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

33ページ、下段、人権擁護事業について、質疑がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

34ページ、人権施策推進事業について、ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

35 ページ、人権センター管理運営事業について、ございますか。

岡本健三委員。

○岡本委員 また同じことをお聞きして申し訳ないですけども、目として同和対策費という名称を使うのは、これやっぱり、当事者の方たちの御希望という理解でよろしいんでしょうか。

○荒木委員長 弓場館長。

○弓場人権センター館長 前回も同和という言葉を使っていくのかどうかという話をいただいている、今、御質問の、当事者といたしますか、いわゆる地区の方の御要望でということではないです。当初、同和対策事業等が始まったときにはそういう事業名も国としてありましたし、その継続のままというところがあります。実際、今、隣保館について運営補助金を県からいただいておりますが、県のほうの費目でも、恐らくこの同和対策費という言い方は残ってるのではないかというふうに思います。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 そうですね。ただ、ちょっと、それだけを聞いてしまうと、行政が何となく引きずってるだけなのかなという感じがしまして。今、実際問題として、人権問題全般に対したことを、人権センター、もちろん扱ってもらえるということなので、その中で、単に歴史的経緯だけでこういうことをつくるのは、本当に当事者の方のためにもいいのかな、どうなのかな、そろそろ考え直す時期ということもあるのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○荒木委員長 弓場館長。

○弓場人権センター館長 改めて当町の地区の方と、こういう件について、この言葉について論議はしたことはございません、私になってから。いつも申し上げるとおり、日南町政として部落問題について取り組み続けようという思いは、前町長にも強くあった関係もありまして、その思いを今の町長も引き継いでおります。その関係で、ある意味、部落問題の解決を目指した同和という表現、それを引き続き使ってるというのが正直なところでございます。本町ではこうですけども、全国的な被差別部落解放の運動というのは続いておりますので、そういう動向の中では、やはり同和という言葉は使われていたり、特に重みを置かれるというところもあるかもしれないというふうには感じております。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 もちろん、民間の団体の方とか、民間で運動されてる方がそういう言葉を使

うというのは、それはもちろん自由ですし、当然。ただ、行政という立場として、本当に、やっぱり歴史的経緯もあるので、それで同和問題の当事者の方たちが非常にひどい目に遭ってきたということもありますし、現在でもそれが続いているというのは私もお話を聞くので、やっぱりそのことを忘れないために残してほしいということなら理解しなければいけないかなと思うんですけども、ちょっとその辺り、検討の余地があるのかなと思って申し上げましたが、どうでしょうか。

○荒木委員長 弓場館長。

○弓場人権センター館長 以前にもお話をしましたけれども、やはり言葉というのは、長く使ってる間にいろんな色がついてまいります。現時点で見たときに、この言葉を使うことで差別部落の方、いわゆる地区の方に暗いイメージを再び感じさせてしまうとか、あるいは周囲の方がそう感じてしまうとかっていう側面もあると思います。ただ、逆に言えば、でも、議員おっしゃるとおり、過去の歴史や取組の歴史を言葉として残しておくっていうことも一方で必要だろうという両面性があるように思っていて、私自身の中ではまだ結論がなく、行政的な言い方で言えば、今、人権センターとっておりますけども、あの建物は隣保館として兼ねてやっております。やっぱり隣保館というのは同和対策事業として建てていて、そういう部落差別の解消に向けた拠点としての位置づけというのが当初からあって、今でもそれは失われてないというふうに思っておりますので、そういった意味も込めて、今のところ担当者としても、これを今、変えてしまうかということには、思いが至ってないというのが正直なところでございます。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 ちょっとお伺いします。この特定財源の内訳で、当初予算が520万ほどの隣保館の補助金ですかね、それが253万6,000円と減っております。全体の予算決算の金額はそんなに変わっていないのに、対象経費の4分の3という形で半分にこの特定財源が減るとするのは、どういった事業、対象経費が変わっているのか、その辺、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○荒木委員長 弓場館長。

○弓場人権センター館長 すみません、当初予算の計上、ちょっと今、確認ができませんけれども、この補助金については、基本的に算定の基準額というのを県が決めてきておまして、その4分の3というところで、その受入れの皿として、うちが2事業に振り分けております。人権施策推進事業のほうの下段に書いておりますが、こちらのほうに100

万ばかり振り分けておりまして、人権センターの管理事業費のほうに411万9,000円ということで財源を振り分けております。合計額は、ここしばらく国なり県なりが示してくるそもそもの基準額が変わらないので、数年来同じその基準額に対する4分の3ということで、五百何万が財源になってるということでございます。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 そういうことなら、多分、当初予算の経費が、この35ページの人権センター管理運営事務と、34ページの人権施策推進事業の隣保館のある、足した数字が予算の中では人権センター管理運営事業のほうにどうも乗ってるようですので、もう当初から分かっているわけですので、そういう具合な振り分けのほうをするほうが適当と思います。

○荒木委員長 弓場館長。

○弓場人権センター館長 御指摘のとおりでした。当初、一括して計上していたんですけども、実態として対象経費を2事業にうちは振り分けておりました。なので、当初、一括して全額を1事業に計上していること自体が私の間違いでございます。申し訳ありませんでした。

○荒木委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、36ページ、非常備消防管理運営事務について、ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

37ページ、消防施設整備管理事務について、ございますか。

大西保委員。

○大西委員 工事請負費の消火栓の更新工事は、予算では3基分で実績が2基なんですね。これ、大体が順番待ちでやっておると思うんですが、大体、年3台ぐらいを枠取られてということですが、なぜ1台されなかったの、何か理由があるんでしょうか。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 委員御指摘の消防の消火栓の工事でございます。当初は3基の300万を予算計上させていただいておりましたけども、実績は2基でございます。もう1基できなかったかという事情でございますけども、消火栓の更新工事につきましては、優先順位をつけながら、可能なところを調べながら更新工事を進めております。その中で、1基、当初予定しておりました箇所については、消火栓の取付けに関して若干調整が必要であるということもありましたので、1基準備ができなかったということもありますし、もう一つ、事情としましては、これも以前ちょっと御指摘があったかと思っておりますけども、若干、工事

の関係での、町内業者さんでの調整が十分にできなかったということで、業者さんのほうから、なかなか準備等が間に合わないということで、もう1基、なかなか対応ができなかったという事情があるということでございます。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 具体的にここに地区名は出てますが、あえてそこまで言うのであれば。その1台が取り付けられなかったのは、同じ周辺の地区なんですか、もう全く違う地区やったんでしょうか。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 今回、実績は2基、同じ地区でございますけども、もう1基の地区につきましては別の地域を予定をしておりましたが、その地域につきましては、先ほど説明したとおり、工事の発注の準備ですとか、また、消火栓の設置の調整不足等によりまして、もう1基、工事のほうが進めなかったということになったということで御理解いただければと思います。

○荒木委員長 大西保委員。

○大西委員 ということで、その1基できなかった分は令和3年度にはされるんでしょうか。そこには、もう、これ、全く終わりでしょうか。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 1基、予定が間に合わなかった箇所につきましては、今年度にも含めまして更新工事のほうを進めてまいりたいと、検討してまいりたいというふうに思っております。

○荒木委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 確認ですけど、軽可搬のポンプの、可搬ポンプを2台更新ということです。自分の記憶では、5月の補正でもう2台追加するという補正の予算が組んであったように思います。新屋と、何かもう1か所の可搬ポンプを更新するという説明を5月の補正で受けたような気がするんですが、その内容について、ここでは2台しか購入はないようですが、自分が間違っと思ったら申し訳ありませんが、その点どうでしょう。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 2台から4台への追加の補正をさせていただいたのは、令和3年度分、本年度分でございます。2年度分は予定どおり2台の更新をいたしております。

○荒木委員長 それでは、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、38ページの防災対策事業について、質疑がございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

39ページ、単独災害緊急対策事業について、ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

40ページ、公債償還事務について、ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、元に戻りまして、総務全体で。

岡本健三委員。

○岡本委員 委員長、ありがとうございます。じゃあ、せっかくなんでお聞きしたいんですけども、31ページの庁舎管理事務ですね。これ、備品購入費というのは、電話増設200万、全部、電話増設ということなんですか。もし分かれば台数なんかも聞きたい。電話にどのくらいお金がかかるのかなということちょっと、標準的な場合、知っておきたいんですけども。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 庁舎管理事務の備品購入で、電話機の増設をさせていただきました。この増設につきましては、コロナの感染症での分散執務用の電話機の増設ということで、庁舎または文化センターの会議室、研修室等を分散執務室として使用するという前提で、合計17台の電話機をこの予算で購入させていただいております。また、増設に当たりましては取付け等の工事等も発生する関係で、それを含めた上での予算執行ということでございますが、備品購入という形で支出させてもらった経過としましては、電話機の備品の費用のほうが取付工事よりも高かったというようなことで、予算執行につきましては備品購入で執行させてもらっております。

なお、電話機の本体の金額でございますけども、種類が多少、何種類かございましたが、おおむね1台当たり10万から13万程度あたりの機器での購入ということで、購入をさせてもらっております。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 もちろん一般に使う電話とは違うので、金額高くなるのは仕方がないとは思いますが、どういう機能があるのかとか、もう少し教えていただけると。せっかくなので、どうしてそこまで、その金額のものじゃなきゃいけないのかってことをちょっと教えてもらえませんか。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 電話機でございますけども、現在、役場庁舎で使っております、一般の業務用の電話機でございます。この電話機につきましては、なかなか一般的な家庭で売られておられるような電話機ではないということで若干高めになってるということで、御理解をいただければと思います。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 附属資料の262ページには、住宅新築資金と貸付金で、決算年度末の現在高が908万7,138円で、決算年度中には収入がゼロとなっております。もう一つの決算書によると、調定はされておまして、1,015万2,992円ということです。この住宅新築等資金は、いわゆる同和対策事業の流れの中で執行された事業だと思いますけども、延滞、実質、町が借りたお金は返しているわけですし、対当該者との債務、債権の関係ですよね。ですから、この滞納の状況等、分かる資料をもし提出いただければ、以前、弓場室長、人権センター長に提出してもらった資料もありますけど、その後どうなっているのかということについて、もし説明できればお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 弓場館長。

○弓場人権センター館長 委員おっしゃったとおりで、住宅新築あるいは改修、あるいは宅地取得の資金貸付けということで、同和対策事業でやったものがございます。昭和40年代くらいから始まっているのかなと思いますが、当初、予定の元利合計で3億5,200万ぐらいだったものです。現在が元利込みで残っているのが1,000万少しということになって、97%のところには返していただいて、人数、件数としても、当初160人の中が、今現在、4件が残ってるというのが実情でございます。

残ってる4件ということで、かなり数が少ないもので、詳細を御説明すると個人の特定も分かりやすいようなところがあるわけでございますが、名前抜きで資料を提供はできるというふうに思っております。今も、ちょっと手元には持っております。若干、その様子についてお話しさせていただければ、4件のうち3件は、債務者本人はもうお亡くなりになっていて、うち1件は相続放棄を兄弟の方がなさってる状態、あるいは、既に出られた後に亡くなっている方、それから、出られて、家族はおられたけども、その家族の所在ももう分からない、恐らく年齢的に本人はもう亡くなっているだろうという方、あと1人が、御存命でおられるというような状況でございます。ただ、生活自体は厳しいのかなというところが正直なところで、最終的に、かなり困難な案件のみが残ったという状態とい

うのが正直なところでは、と、はいって、投げ出すわけにはいきませんので、努力はせないけれども、いわゆる地方税の徴収のような、国税徴収法を準用するような強制的な執行なり、あるいは調査権の執行ができない私債権であるということもあって、なかなか突っ込んでいくにはかなりの労力と時間がかかるということもありまして、なかなか進まないというのが正直なところでございます。

○荒木委員長 久代安敏委員。

○久代委員 私ちょっと思うのは、やっぱりそういう困難な状況、生活自体も困難なし、現に、相続、遺産放棄をされているような実態もあつたり、町外におられるという方もあるということは、やっぱり町として、貸付けしたのは町なんだから、やっぱり最終的には責任を持って、一番いい方法、要するに約1,000万債務が残っているわけだけでも、それをどういうふうにして処分したらいいかということで、一つには、私は、例えば空き家状態にあれば、それをもう有効活用するとか、土地もついているわけですから。いろんな方法で、本当に当事者の方も困っていらっしゃると思いますので、よくそういう方法もやっぱり総務課全体で相談されて、単に回収のみのことだけでなく、残った債務をどのようにして納めることができるのかという手法についても、よく相談に乗ってほしいなということを思いますが、どうでしょうか。

○荒木委員長 弓場館長。

○弓場人権センター館長 やはり結構早い段階に転出をされて空き家になったまま倒壊したり、実を申し上げれば競売で、その後また撤去されたりと。建物の実態がないところがおおむねというか、ある程度の割合であります。そこはもう物件としてはどうしようもないところがありまして、お一人がまた、ちょっと背景もいろいろあるかと思いますが、居住してらっしゃるので、それを町のほうで利活用ということも正直できないという問題があります。数字としての始末といいますか、ということになると、私債権ということで不納欠損という形が取れないので、議会において債権放棄の決議をいただいてということで終わりということになるわけですが、それをもし仮に御提案させていただくためには、それなりの、できるだけ調査と根拠を整えないと、もちろんこちらにはお願いができないということなので、少しずつ考えながらですが、幾ばくかはそういう形を最終的にはお願いするしかないのかなというふうには、現実としては感じております。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 一般管理事務ですけども、昨年度、就業管理システムを導入されました。こ

の件について、出勤、退勤、あるいは休憩等の管理のデータ蓄積は、どのような形でデータが蓄積されて管理をされていますか。

○荒木委員長 高橋防災監。

○高橋防災監 昨年度導入しました就業管理システムでございます。就業管理システムは、職員の出勤、退勤、または休暇の届け等によります、システム入力によります登録、申請等の手続でございます。データにつきましては、職員それぞれが入力等を行った後、それを、その課の室長、課長等で承認等行う内容でございます。データの蓄積につきましては、各月によりますデータが蓄積されます。内容は、累計した時間数または日数あたりについて、それぞれの出退勤の内容、または休暇の日数あたりが実績として表示されるようになります。また、過去の実績につきましても日付を遡って確認することができ、その内容については、それぞれの所属の管理職において情報の内容確認した上で、職員の勤怠管理のほうに努めてまいるといような管理で現在進めております。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 データの蓄積をして、それを基に人員配置等の検討、見直しに生かすという説明だったんですけども、それが現在、今言われるように各課の課長なり室長が管理しとる段階で、全体の人員配置、あるいは働き方改革に向けての活用、取組については、どのような形でありますか。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 今、高橋室長から説明いたしましたとおり、全職員のそれぞれの働き方、いわゆる勤務簿という形で上席の者が見ることができます。それに関しましては、さらに上、総務課長でありますとか副町長においても権限を持って見ることができますので、全職場を調べて勤務状況というのを確認することができます。そういったデータの蓄積を確認することによって、人員配置等についても参考にしながら検討していくことができるというふうに思っておりますが、いずれにしても、4月から始まってまだ数か月のデータ蓄積という状況ですので、この蓄積状況を見ながら検討をしていきたいというふうに、現在では考えております。

○荒木委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ただいまの説明ですと、去年の当初予算で予算化して、僅かというか、24万ばかりですけども。それが、去年は運用がされなかったってことなんですか、昨年度は。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 令和2年度、システムを構築をするということで予算をいただいて、リースという形での予算執行で債務負担もいただいております。3月末までかかってシステムを構築しまして、4月1日からの運用開始となっております。

○荒木委員長 そのほかございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

木下総務課長。

○木下総務課長 すみません、1点、本会議の御質疑にお答えすべき点を失念をしておりましたので、答弁を追加させていただきたいと思っております。本会議において岡本議員のほうから、会計年度任用職員の人件費について、元年と2年とでどれぐらい差が出ておるかというふうな御質問だったというふうに思います。総額ベースで単純に比較をしますと、人数が元年と2年で違っておられます。2年が減っておりますので総額ベースでは減っております。ですので、なかなか単純比較はできません。その中で、対象人数で割って平均を、荒っぽいやり方ですが、出した場合に、1人当たり年額で14万ぐらいの給与が増えておるというふうな状況を、現段階では報告をさせていただきたいというふうに思います。また、あわせて、本人の給与の部分以外で、町負担の共済費、共済組合に加入される町負担の部分の社会保険料ですけれども、これにつきましては、年間で10万程度の増額となっておりますということで、町負担も増えておるというふうなことを御報告をしておきます。

○荒木委員長 という報告でありました。

岡本健三委員。

○岡本委員 確認ですが、お1人当たり給与として14万円、町として10万円ってことは24万で、人数的に、大体100人くらいだとすれば2、400万程度、そんなに少額なんですか。

○荒木委員長 木下総務課長。

○木下総務課長 対象人数でございますけれども、令和元年が66名、令和2年が60名というふうなことで人数は確認をしております。

○荒木委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 何度もすみません。それで、それぞれ増額ですね。14万増と10万増ということですよ。増額部分ですよ。分かりました。

○荒木委員長 それでは、ほかに質疑がないようでしたら、総務課についての審査を終了したいと思っております。御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、総務課の皆さん、御苦労さまでした。

皆さんに申し上げますが、いつものことですが、審査意見について、期日までに提出を、事務局までメールで送付していただきたいと思います。

それでは、これで本日の特別委員会を閉会といたします。御苦労さまでした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長